

北海道教育大学教員人事の基本方針

令和5年7月20日 役員会決定

1. 目的

「北海道教育大学憲章」に掲げる教育理念「先進の人間教育」「行動する教養」「高い志の涵養」の実現に向け、本学の組織が将来に渡って安定し、本学の教育・研究活動が持続的に発展するよう、教員人事の基本方針を策定する。

2. 目指すべき教育研究組織

北海道教育大学憲章に掲げる理念及び本学のミッション・ビジョンの実現のため、必要となる教育研究組織を構築し、組織が活性化し、かつ、持続可能となるよう本学教員の職位構成について教授の割合 55%を目指すとともに、若手教員の確保に努める。

また、中長期的な財政展望に基づき、教員配置の適正化を図る。

教員配置の適正化に係る取扱い等については、別に定める。

3. 人材の多様性の確保

採用については、選考の透明性、公正性を高めるとともに、広く優秀な人材を確保するため公募を原則とし、年齢及び職位構成のバランスを考慮しつつ、性別、国籍や障がいの有無等によらず、人材の多様性の確保に努める。

なお、若手教員確保のため、講師の採用についてはテニユア・トラック制度による公募を基本とする。

また、シニア教員を特任教員とするなどの人事給与施策を通じ、若手教員のためのポスト確保に努める。